

令和4年度 新品目・新技術・新作型等導入支援事業 実施要領

J Aグループ高知 県域担い手サポート連絡協議会

2021年12月

1. 目的

近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となるなか、異常気象や連作障害に対処し安定的に供給できるような作柄安定技術の導入や新品目・新作型等の導入が望まれている。また、水田を活用した新たな産地化の足掛かりを作るため、今後拡大が見込まれる加工用野菜の試験栽培も求められている。

こうした、将来的に産地にとって有望な品目の発見・選別や作型のモデルケースづくり、新技術の導入を通じ、農業所得の増大、産地の育成・強化を図るための取り組みに対し助成を行う。

2. 対象者

- (1) J Aの品目部会組織または農業経営を行っているJ A出資法人、J Aと共同で研究に取り組む組合員で構成する組織（研究会含む）。
- (2) J Aの組織決定に基づく依頼により、新品目・新技術・新作型等に取り組む個人・法人等。なお、J Aにおいて組織決定する際には、県・市町村等の関係機関とも事前に協議を行うこと。

3. 対象期間

2022年4月1日～2023年3月31日

4. 助成要件

- (1) 新品目・新技術・新作型等（加工用野菜含む）の導入に必要な経費を証明する書類を整備していること。
- (2) （対象者が品目部会組織の場合）J Aにおいて新品目・新技術・新作型等の導入に向けた計画が盛り込まれた主要品目部会取組シートの中に対象組織を位置づけ、J A内部の部署間連携を図って支援を行っていること。
- (3) （対象者が品目部会組織以外の場合）J Aにおいて出向く担い手リストの中に対象者を位置づけ、年間2回以上出向いて支援を行っていること。また、産地における新品目の導入（加工用野菜は除く）に向けた計画を策定していること。
- (4) 前年度までに当事業により導入した新品目・新技術・新作型（平成30年度以前も含む）は、技術的要因や気象条件等によって実証継続中であるものを除き、以下のものを助成対象外とする。
 - ①新品目：同一地区への同一品目
 - ②新技術：同一地区かつ同一品目への同一技術
 - ③新作型：同一地区かつ同一品目への同一作型

なお、同一地区の判断は、J Aの支所・出張所・事業所（支所が無い場合は直近の統廃合前の旧支所）・品目部会の支部で判断するものとする。

5. 助成内容（金額）

新品目・新技術・新作型等の導入（加工用野菜含む）に必要な経費（ほ場借り上げ、種苗・生産資材・農業機械の購入やリース料など）で、上記対象期間中に支出した金額のうち、国・県等の補助金を控除した残額（自己負担分）の1／2を助成する。ただし、助成金額は1組織あたり50万円を上限とする実費。

6. 助成申請の手順

- （1）様式1の「事業実施計画・予算書」を対象者毎に作成し、J Aを通じて県域担い手サポート連絡協議会に提出する。提出する際には、主要品目部会取組シートまたは出向く担い手リストを添付すること。なお、提出期限は2022年6月末とする（事業申請）。
- （2）県域担い手サポート連絡協議会は、提出書類に基づいて審査を行い、結果についてJ Aを通じて通知する。
- （3）事業実施後に、様式2「事業実績報告書」を対象者毎に作成し、J Aを通じて県域担い手サポート連絡協議会に提出する。提出する際には、試験栽培に必要な経費を証明する書類を添付すること。なお、提出期限は2022年9月末（上期）と2023年3月末（下期）の2回とする（助成申請）。

7. 助成金の交付時期

助成金は、様式2「事業実績報告書」の提出期限終了後、1ヵ月を目安にJ Aを通じて交付する。

8. コンプライアンス

- （1）助成金の申請にあたり、詳細な内容を確認するため、別途、協議会から関係書類の提出を求める場合がある。
- （2）助成金の申請にあたり、不正な内容が含まれていた場合、助成金の返還を求める場合がある。
- （3）助成金の申請にあたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員）からの申請は、一切受け付けない。
- （4）助成金の申請にあたり、申請者から提出された個人情報、当該事業に関係する業務以外には使用しない。

附則

この要領は、2022年4月1日から実施する。